

門川町障害福祉サービス等支給決定基準

令和7年1月7日

1. 基本的な取扱い

この支給決定基準は、介護給付費等の支給決定を公平かつ適正に行うために定めるものとする。取扱いにあたっては、以下のことに留意する。

- ① 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という)施行以前よりサービスを利用していた利用者については、これまでの支給量をできるだけ保障すること。
- ② 支給決定基準における最大支給量とは各サービス支給量の上限を示すものであり、支給量を決定する際には、原則として個々のサービス利用計画に基づいて行うこと。
- ③ 支給決定基準から乖離している支給量を支給しようとする場合は、事前に障害支援区分認定審査会に意見聴取を行うこと。
- ④ 支給決定基準は恒久的なものではなく、法令、通達資料、支給実績等を勘案し、必要に応じて改正できること。

2. 用語の定義

この支給決定基準における用語の定義は、以下のとおりとする。

- ① 障がい者
法第4条第1項に規定する障害者をいう。
- ② 障がい児
法第4条第2項に規定する障害児をいう。
なお、身体障害者手帳または療育手帳を所持していない場合は、医師の診断書等により前述の手帳所持児と同等の状態、または療育が必要と認められる者とする。
- ③ 基準最大支給量
加算項目に該当しない場合に支給できるサービスの最大支給量。
- ④ 加算後最大支給量
加算項目を勘案した場合に支給できるサービスの最大支給量。
- ⑤ 日中活動系サービス
生活介護・療養介護・就労移行支援・就労継続支援・自立訓練・障害児発達支援・障害児発達支援・居宅訪問型放課後等デイサービス・地域活動支援センターをいう。

3. 対象者及び支給決定基準

この基準に定める障害福祉サービス等の対象者及び支給決定基準は別表のとおりとする。

4. 訓練等給付の支給

訓練等給付に係る障害福祉サービスのうち自立訓練(機能訓練、生活訓練)、宿泊型自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型については、障がい者本人の希望を尊重し、その有する能力及び適性に応じ、より適切なサービス利用を図る観点から、利用を希望する事業について、①当該事業の継続利用についての利用者の最終的な意向の確認、②当該事業の利用が適切かどうかの客観的な判断、を行うための期間(暫定支給決定期間(最長2ヶ月間))を設定した支給決定(暫定支給決定)を行う。

暫定支給決定期間終了の10日前までに、アセスメント内容並びに個別支援計画、当該計画に基づく支援実施実績及びその評価結果をとりまとめたものを事業者から徴収する。

本支給決定に当たっては、事業者から徴収した前述のアセスメント内容等に基づき支給決定の可否を判断するものとする。

5. サービスの併給について

ニーズが多様であること、サービス報酬が日額化され報酬の重複を防ぐことができるところから、報酬が重複しない利用体系であれば、原則として併給できない障害福祉サービスの特定はしないものとする。

ただし、日中活動系サービスについては、対象者の状況に応じた目標・計画を策定していることから、町長が特に必要と認めた場合以外は、併給しないこととする。

6. 介護保険制度との併給について

介護保険制度との併給については「障害者自立支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について」（障企発第 0328002 号、障障発第 0328002 号）に基づき行うものとする。

なお、支給決定については介護保険のケアプランとの調整を図り、必要な支給量を算定すること。

また、以下のサービスにあたっては次の点に留意すること。

① 居宅介護 併給する場合は、以下の全てに該当すること。

- (1) 要介護認定が 4 以上であること
- (2) 単身世帯または同居家族が介護できない状況にあること
- (3) 介護保険サービスを利用しても、なお生活に必要不可欠なサービスが不足していること

※ただし、病院内において介助（身体の介護、金銭の支払い、病状の確認、服薬方法の確認等）が必要な障がい者は、要介護認定が 3 以下（非該当除く）であっても、通院等介助のみを支給決定することができる。

② 重度訪問介護 併給する場合は、以下の全てに該当すること。

- (1) 要介護認定が 4 以上であること
- (2) 単身世帯または同居家族が介護できない状況にあること
- (3) 介護保険サービスを利用しても、なお生活に必要不可欠なサービスが不足していること

※最大支給量は 403 時間から介護保険サービスの訪問介護・訪問看護の支給時間を差し引いたものとすること。

7. 特例支給について

支給について、町長が特に必要と認めた者は、支給決定基準にかかわらず支給決定するものとする。なお、この支給決定をした場合は、特例支給台帳に必要事項を記入するものとする。

8. その他

その他、必要な事項は町長が別に定める。